

告

示

昭和二十二年十一月二十一日
第千八百六十二號 金曜日

本書ノ大キサヘ國定規格A判5

◇鳥取縣告示第五百二十五號

昭和二十二年特選牝馬検査を次のように施行するから検査を受けんとするものは鳥取縣特選牝馬検査規則第一條の検査請求書を差出し當日最寄の検査場所へ現着を奉出し検査を受けられたい。

昭和二十二年十一月二十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

検査場所 検査日時 出場區域

日野郡石見村（種付所） 十一月一日午後一時 同

同 多里村（同） 同 二日午前十時

同 山上村（同） 同 三日同

同 米澤村（同） 同 五日同

同 日光村（小學校） 同 六日同

同 八鄉村（種付所） 同 七日同

◇鳥取縣告示第五百二十六號

昭和二十二年十月十九日の九月定期縣會において議決された昭和二十一年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算、昭和二十一年度特別會計印刷事業費歲入歳出追加豫算、昭和

00525

第二項 統計調查費 一、〇九三、一三四
第三項 公金取扱費 一一〇、〇〇〇
第四項 財產費 七一〇、〇〇〇

第五項 諸費 七四、九六二、二四四
第六項 雜支出 三七、六九八
第七項 世話費 一、二六六、五八九

第八項 元國費職員費 三、二六六、五八九
第九項 物價騰貴對處費 一〇、〇五二、四三三

經常部計 二八、四一七、三四八
第一款 警察費 一、〇六八、〇〇〇
第一項 警察費 一、〇六八、〇〇〇

第二款 土木費 三六、六五七、八六七
第一項 道路橋梁費 七、六八〇、〇〇〇
第三項 災害防除施設費 一九九〇、〇〇〇
第七項 土木諸費 五九〇、八〇〇

第八項 災害土木復舊費 三一、三九七、〇六七
第三款 教育費 三七〇、〇〇〇

露時部 一、三三六、一九七
第一項 警察費 一、三三六、一九七
第二項 土木費 一、〇〇〇、〇〇〇
第三項 農業土木費 一、〇〇〇、〇〇〇

第四項 水產業費 一、〇〇〇、〇〇〇
第五項 林業費 一、〇〇〇、〇〇〇
第六項 商工業費 一、〇〇〇、〇〇〇
第七項 農業土木費 一、〇〇〇、〇〇〇
第八項 勵業費 一、〇〇〇、〇〇〇

第五款 開拓費 一、〇〇〇、〇〇〇
第六款 縣債費 一、〇〇〇、〇〇〇
第七款 利子 一、〇〇〇、〇〇〇
第八款 開拓事業費 一、〇〇〇、〇〇〇

臨時部計 一七二、三〇一、八三二
歲出合計 一七二、三〇一、八三二
歲入合計 一七二、三〇一、八三二
昭和二十二年度特別會計畜牛增殖獎勵事業費

00526

歲入 第一項 事業收入 二四二、三四一
第一項 事業收入 二四二、三四一
歲入合計 二四二、三四一

歲出 第一項 事業費 二四二、三四一
第一項 事業費 二四二、三四一
歲出合計 二四二、三四一

歲入 第一項 特別會計畜牛增殖獎勵事業費 二四二、三四一
第一項 特別會計畜牛增殖獎勵事業費 二四二、三四一
歲出合計 二四二、三四一

歲入 第一項 諸收入 二、一五〇、〇〇〇
第一項 特別會計畜牛增殖獎勵事業費 二、一五〇、〇〇〇
歲出合計 二、一五〇、〇〇〇

歲入 第一項 無畜農家解消事業費 一、八七五、〇〇〇
第一項 無畜農家解消事業費 一、八七五、〇〇〇
歲出合計 一、八七五、〇〇〇

歲入 第一項 種付料費 一五〇、〇〇〇
第一項 種付料費 一五〇、〇〇〇
歲出合計 一五〇、〇〇〇

歲入 第一項 政府返還積立金 一〇〇、〇〇〇
第一項 政府返還積立金 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 種牛增殖費 一〇〇、〇〇〇
第一項 種牛增殖費 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 增殖事業費 一〇〇、〇〇〇
第一項 增殖事業費 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 種牛增殖費 一〇〇、〇〇〇
第一項 種牛增殖費 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

歲入 第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
第一項 物品賣拂代 一〇〇、〇〇〇
歲出合計 一〇〇、〇〇〇

00529
診療科名 診療所の名稱 診療所所在地 保険姓名 指定年月日
産科婦人科 大坪醫院 鳥取縣東伯郡 富益村五七〇 大坪藏一 昭和廿二年十一月十七日

◇鳥取縣告示第五百三十號
價格等取締規則第二條による届出を次のように受理した。
昭和二十二年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、届出人、住所、氏名
大阪市北區梅田町大鐵管内旅客供食組合

理事長 松 家 慎 藏

二、届出品名、價格
品名 鐵道旅客用御茶(容器入)
最終販賣價格 一個 五圓〇〇

◇鳥取縣告示第五百三十一號
自作農創設特別措置特別會計事務規程による歲入徵收官の印を次のように彫造し爾後これを使用する。
入 昭和二十二年十一月二十一日

鳥取縣歲入徵收官印
之

2セ

◇鳥取縣告示第五百三十二號

狩獵法第四條の規定により狩獵鳥獸の捕獲に關する獵具の禁止を次のように定める。

昭和二十二年十一月二十一日

一、鳥獸の名稱	禁止する獵具
二、狩獵鳥獸	講線を有する裝藥銃 (鳴用以外の張網(霞網を含む))
三、狩獵鳥類	流鏑及張鷄網
四、同	高築一千本挾(一本挾を含む)同
五、同	流鏑及置飼

◆鳥取縣告示第五百三十三號
物價統制令第四條の規定により入浴最高料金を次のように指定する。

昭和二十二年九月鳥取縣告示第四百十五號(入浴最高料指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

入浴最高料金 分 倉吉町、米子市、その他
区 倉吉町、境町、その他の町村

大人(十四才以上) 一人一回につき二圓五〇〇 二圓三〇〇
小人(十三才以下) 同 二、〇〇〇 一、八〇〇

一、この表の年令は數え年による。

二、薬湯といえどもこの表の料金の範圍内とする。

大人(十四才以上) 一人一回につき 一圓〇〇〇

小人(十三才以下) 同 一、五〇〇

四、數え年十四才以上の女子にして浴場内で洗髪するものは洗髪料として一回につき二圓以内を入浴料金に計算することが出来る。

◆鳥取縣告示第五百三十四號
價格等取締規則第二條の規定によつて「蓬萊」代用石鹼の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、氏名
東伯郡倉吉町新町一丁目二四二四

岩 本 勉

二、届出品名及び價格
1 品名 蓬萊(代用石鹼)

2 販賣價格 (賣主店先渡し)
卸賣業者販賣價格 一個(一一〇瓦) 一二圓五〇〇

小賣業者販賣價格 同 一五〇〇

三、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣について制限もしくは禁止することがある。

四、販賣價格は鳥取縣價格査定委員會の査定を受け査定證紙を貼付したもの、價格であつて、査定を受けないもの又は證紙の貼付してないものは五割下げる。